

会津坂下町生活支援事業

物価高騰の影響を受けた町民の暮らしを守り、地域経済の活性化を支援する取り組みとして、国からの臨時交付金を活用した「会津坂下町生活支援事業」を実施します。

住民税非課税世帯に対する支援事業

世帯全員の令和5年度分の住民税が非課税の世帯に対し、給付金が支給されます。なお、住民税課税者の扶養の有無によって給付金の額が異なります。

対象者 世帯全員の令和5年度分の住民税が非課税で、令和5年7月に実施した3万円給付金の対象となった世帯のうち、下記の世帯。

課税者に扶養されていない世帯	⇒	7万円給付金対象世帯	申込 1月22日(月)より対象世帯へ関係書類を郵送しています。 支給開始 2月9日(金)予定 (確認書返送後、2週間程度で口座振込の予定) 申請期間 3月15日(金)まで
課税者に扶養されている世帯	⇒	3万円給付金対象世帯	申込 2月上旬に対象世帯へ関係書類を郵送する予定です。 支給開始 2月下旬予定 (申請書返送後、2週間程度で口座振込の予定) 申請期間 3月15日(金)まで

※未申告者がいる世帯は対象外となります。

問 総務課 行政管理班 ☎84-1503

燃料費高騰に係る運送事業者等支援事業

対象者 貨物自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、自動車運転代行業、その他生活関連サービスを営み車両を保有する事業者

交付金額 対象車両1台につき、1万円を乗じた額

申請期間 3月15日(金)まで

申込 下記窓口へ申請書を提出してください。
(申請様式は町ホームページよりダウンロードまたは下記窓口で取得してください。)

問 産業課 商工観光班 ☎83-5711 / 会津坂下町商工会 ☎83-3139

価格高騰対策支援金事業

対象者 町内に本店、支店および営業所を有する中小企業者
(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の法人および個人)

交付金額 従業員数に応じ、以下の金額を交付します。

従業員数	1～5人	6～15人	16人～30人	31人以上
交付金額	3万円	5万円	7万円	10万円

申請期間 3月15日(金)まで

申込 下記窓口へ申請書を提出してください。
(申請様式は町ホームページよりダウンロードまたは下記窓口で取得してください。)

問 産業課 商工観光班 ☎83-5711 / 会津坂下町商工会 ☎83-3139

今後、全町民を対象とした生活支援として、「水道基本料金の減免」や「未給水地区等に対する生活支援」事業を実施します。

詳細が決まり次第、改めてお知らせします。